

第3項 防災拠点の整備

[企画財政部、消防本部]

1 災害対策本部機能の整備

災害対策本部設置予定場所として、市庁舎を設定し、災害対策を行う上で必要な諸施設を整備する。

(1) 機能

- ア 各種情報の収集・処理・伝達機能
- イ 災害対策の審議・決定機能
- ウ 災害応急活動の指揮・指令機能

(2) 設置場所

市役所

(3) 主な設備

- ① TV、ラジオ、ビデオ
気象情報、ビデオ映像等を表示する。
- ② 通信機器
 - ア 加入電話、FAX
 - イ 消防無線
 - ウ 生駒市防災行政無線
 - エ パソコン（インターネット等による情報交換）
 - オ 奈良県防災行政無線

(4) 地図等

- ア 生駒市全図
- イ 住宅地図
- その他の備品

区 分	品 目
本部活動用	本部看板 本部用腕章 トランジスタラジオ 懐中電灯 ヘルメット 雨合羽 ローソク 自動車標旗 ハンドマイク 担 架

(5) 安全対策

非常用発電施設を確保し、長時間の停電に対する備えを整える。

(6) 代替拠点施設の整備

市は、消防本部に市庁舎被災時の代替拠点を整備する。

2 地域防災拠点の整備

大規模災害時に生駒市域に係わる救援・救護、復旧活動等の拠点となる地域防災拠点を整備する。

○ 総合公園体育館

(1) 役割と機能

県が設置する広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受け皿であり、市域の消防、救援、救助、復旧等の活動拠点や要員・資材の集積、さらには物資の備蓄・保管場所としての役割を担う。

(2) 主な設備

- ① 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース
- ② 防災活動要員の駐屯スペース
- ③ 物資、復旧資機材の備蓄施設
- ④ 災害対策本部、医療機関、消防本部や他の拠点と交信可能な通信設備
- ⑤ 非常用発電機
- ⑥ その他備品（災害対策本部整備品に準じる）

○ 消防署北分署（平成26年3月完成予定）

(1) 役割と機能

北部地域の消防救急活動の拠点であるとともに、防災拠点として平常時は地域自治会や自主防災会等の防災研修の場、災害時には北部地域で起きた災害に対する現地災害対策本部的機能を担う。

(2) 主な設備

- ① 消防署分署
- ② 平常時に自治会・自主防災会等が研修を行う防災研修室
- ③ 備蓄倉庫
- ④ 自家発電設備
- ⑤ 耐震性防火水槽
- ⑥ 自家給油設備
- ⑦ 太陽光発電設備

3 地区防災拠点の整備

災害発生時に地区（中学校区）単位での防災活動を行う拠点として地区防災拠点を整備する。

(1) 機能

地区防災拠点は地区を単位として次の機能を担う。

- ① 災害時
 - ア 情報拠点
 - イ 救護拠点
 - ウ 市民との相談窓口
 - エ 自主防災組織の活動拠点
- ② 平常時
防災訓練、防災知識の普及・啓発

(2) 設置場所

設置場所	対 象 地 区
生駒北中学校	高山町、ひかりが丘 1～3 丁目
鹿ノ台中学校	鹿畑町、鹿ノ台東 1～3 丁目、鹿ノ台西 1～3 丁目、鹿ノ台南 1～2 丁目、鹿ノ台北 1～3 丁目、美鹿の台
上中学校	上町、上町台、北大和 1～5 丁目、真弓 1～4 丁目、真弓南 1～2 丁目、あすか野北 1～3 丁目、あすか野南 1～3 丁目、あすか台、白庭台 1～6 丁目
光明中学校	生駒台北、生駒台南、北田原町、小明町、新生駒台、松美台、南田原町西白庭台 1～3 丁目
生駒中学校	喜里が丘 1～3 丁目、光陽台、東松ヶ丘、西松ヶ丘、俵口町、桜ヶ丘、谷田町、辻町、北新町
緑ヶ丘中学校	軽井沢町、新旭ヶ丘、仲之町、西旭ヶ丘、東旭ヶ丘、東新町、本町、元町 1～2 丁目、門前町、山崎町、山崎新町、中菜畑 1～2 丁目、菜畑町、西菜畑町、東生駒 1～4 丁目、東生駒月見町、東菜畑 1～2 丁目、緑ヶ丘
大瀬中学校	小瀬町、さつき台 1～2 丁目、壱分町、乙田町、萩の台、萩の台 1～5 丁目、東山町、南山手台
生駒南中学校	青山台、有里町、小倉寺町、鬼取町、大門町、西畑町、萩原町、藤尾町、小平尾町

(3) 主な設備

TV、ラジオ、パソコン、その他備品（災害対策本部整備備品に準じる）を整備する。
また、生駒市防災行政無線、非常用発電機の配備に努める。

4 応援受入拠点

(1) 自衛隊

自衛隊の活動地域は市全域とし、連絡事務所を庁舎内（災害対策本部の一部）に設置し、
宿舎等は山麓公園、サンヨースポーツセンターとする。

連絡事務所：庁舎内（災害対策本部の一部）

宿舎等：山麓公園、サンヨースポーツセンター

(2) 県・市町村

県・市町村等の応援職員の活動拠点は庁舎（災害対策本部）及び地区連絡所等とし、
宿舎等はふれあいセンターとする。

活動拠点：庁舎（災害対策本部）及び地区連絡所等

宿舎等：ふれあいセンター

(3) 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊の活動拠点は、消防本部庁舎及び消防署庁舎とし、宿舎は、山麓公園、
サンヨースポーツセンターとする。

集結場所は、消防本部庁舎前（可能なら生駒小学校グラウンド）及びイモ山公園とする。

(4) 災害ボランティア

一般ボランティア、専門ボランティアの活動拠点は社会福祉協議会とし、宿舎は生駒山

麓公園ふれあいセンター等とする。

活動拠点：社会福祉協議会

宿舎等：生駒山麓公園ふれあいセンター

防 災 拠 点

種 別	災 害 対 策 本 部	地 域 防 災 拠 点		地 区 防 災 拠 点
設置場所	生駒市役所 (代替：消防本部)	総合公園体育館	消防署北分署	各中学校
機 能	①各種情報の収集・処理・伝達 ②災害対策の審議・決定 ③災害応急活動の指揮・指令	①市域の消防、救援、救助、復旧拠点 ②要員の集合場所 ③物資・資機材の集積、備蓄保管	①北部地域の消防救急活動の拠点 ②平常時における自治会・自主防災会等の研修場所 ③現地災害対策本部	地区を単位とした防災拠点 ①情報拠点 ②救護拠点 ③市民との相談窓口 ④自主防災組織の活動拠点
主な設備	①TV、ラジオ、ビデオ、パソコン ②通信機器（電話、FAX、防災無線等） ③地図等	①物資、資機材の集積・配送スペース ②防災活動要員の駐屯スペース ③通信設備 ④その他（災対本部に準じる）	①消防署分署 ②平常時に自治会・自主防災会等が研修を行う防災研修室 ③備蓄倉庫 ④自家発電設備 ⑤耐震性防火水槽 ⑥自家給油設備 ⑦太陽光発電設備	TV、ラジオ、パソコン、その他

受 入 拠 点

種 別	自 衛 隊	県 ・ 市町村	緊急消防援助隊	災害ボランティア
活動拠点	市全域	庁舎及び地区連絡所等	消防本部庁舎及び消防署庁舎	社会福祉協議会
連絡事務所 宿 舎 等	庁舎内（災対本部の一部） 山麓公園、サンヨースポーツセンター	ふれあいセンター	消防本部庁舎前（可能なら生駒小学校グラウンド）、イモ山公園（集結場所） 山麓公園、サンヨースポーツセンター	ふれあいセンター等

